平成２３年（フ）第６８号
高知県宿毛市中央７丁目６番15号　竹葉アパート、前住所高知県宿毛市中央２丁目６番12―４号
債務者　稲野　富也
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第６９号
高知県幡多郡大月町大字弘見2585番地２
債務者　山岡　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第６３９号
千葉県柏市豊四季514番地15　井口ハイツ101号
債務者　田中　辰典
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６９０号
千葉県柏市光ケ丘団地３番８―301号
債務者　橋本　景子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７０４号
千葉県松戸市常盤平西窪町14番地の４　ルミグラン常盤平110号
債務者　増田百合子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７０９号
千葉県松戸市常盤平４丁目16番地　常盤平公団住宅Ｅ街区15棟203号
債務者　沖　　政平
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７３２号
千葉県柏市高田998番地10
債務者　中島　　清
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７４６号
千葉県柏市大塚町６番10号　大塚ハイツ102号
債務者　佐藤なみ子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６３７５号
大阪市平野区平野市町３丁目９番１―502号
債務者　峰　加奈恵
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６１２号
大阪市浪速区戎本町１丁目５番16号　アマヴェル難波南９Ｃ号
債務者　園　　勝己
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７１８号
大阪府豊中市上新田４丁目18番62号
債務者　花芽こと　平井　千鶴（旧姓石谷）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７２９号
大阪府東大阪市上六万寺町４番32号　メゾンソレイユ202号
債務者　山崎サービスこと　山崎　博史
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８３５号
大阪市西淀川区柏里２丁目６番27号　シャンクレール塚本306号室
債務者　長野　　宏
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８４５号
大阪府吹田市青葉丘北14番10―505号
債務者　河村　泰之
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９１７号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番１―501号
債務者　田畑　哲大
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９４１号
大阪府交野市梅が枝42番207号
債務者　田所久美子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９９３号
大阪府東大阪市菱江３丁目16番24号
債務者　清川こと　趙　　運柔
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部